

山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成29年3月

山梨県

目 次

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の趣旨・背景及び基本的事項	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画策定の背景	1
(1) 特別措置法の制定と処理体制の確立	1
(2) 北海道事業によるP C B廃棄物の受入れ	2
(3) P C B廃棄物の確実な処理に向けての取り組み	3
第3節 基本的事項	5
第2章 P C B廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	
第1節 P C B廃棄物の保管量	7
第2節 P C B使用製品の所有量	8
第3節 P C B廃棄物処分量の見込み	9
第3章 P C B廃棄物の処理体制の確保	
第1節 処理体制の現状	10
(1) 高濃度P C B廃棄物の処理体制の現状	10
(2) 低濃度P C B廃棄物の処理体制の現状	10
(3) P C B廃棄物の収集運搬	12
第2節 処理体制確保の方策	12
(1) 適正な保管の方策	12
(2) 適正な収集運搬の方策	12
(3) 効率的な処理の方策	13
第3節 関係機関の責務と役割	13
第4章 P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するための必要な監視、指導、 その他の措置	
第1節 適正処理の計画的推進方策	15
(1) 未届出P C B廃棄物及びP C B使用製品等の把握	15
(2) 処分期限内の確実かつ適正な処理	15
(3) 適正処理推進のための監視、指導等	15
(4) 計画的な搬出に向けた調整等	16
(5) 地方自治体が保管・所有するP C B廃棄物等の率先処理等	16
第2節 県民・事業者の理解	17
(1) P C B廃棄物処理に関する県民、事業者等への普及啓発	17
(2) P C B廃棄物処理に係る情報提供	17
第3節 関係機関との連携	17
第4節 P C B廃棄物の処理推進向けた協力	17
(1) P C B廃棄物処理基金造成の協力	17
(2) P C B廃棄物処理施設設置自治体への協力	18
第5節 不法投棄未然防止対策	18

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の趣旨・背景及び基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）第7条の規定に基づき、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「P C B廃棄物処理基本計画」という。）及び「山梨県廃棄物総合計画」に則して策定するものであり、本県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「P C B廃棄物」という。）の確実かつ適正な処理を推進し、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第2節 計画策定の背景

（1）特別措置法の制定と処理体制の確立

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質のほか、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有していることから、変圧器、コンデンサー等の電気機器の絶縁油、熱媒体及びノンカーボン紙など様々な用途に用いられてきた。我が国においては、昭和47年に製造中止されるまでに、約5万9千トンが生産され、このうち約5万4千トンが国内で使用してきた。

P C Bは、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。P C Bが大きくとり上げられる契機となった事件として、昭和43年10月、米ぬか油（ライスオイル）中に、P C B等が混入したことが原因で発生したカネミ油症事件があり、当時の患者数は約1万3千名に上ったと言われている。

このような状況を踏まえ、昭和47年から、国の行政指導によりP C Bの新たな製造はなくなり、昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

一方、P C B廃棄物の処理については、その処理体制の整備が進まなかつたことから長期にわたり処分がなされず、事業者におけるP C B廃棄物の長期保管が続いた結果、紛失等が判明し、環境汚染の進行が懸念される状況となつた。

こういった状況から、P C Bによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13年6月に特別措置法が公布され、同年7月から施行された。

国では、特別措置法に基づき、全国的なP C B廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年4月に「P C B廃棄物処理基本計画」を策定し、その中で日本環境安全事業株式会社（現「中間貯蔵・環境

安全事業株式会社」以下「J E S C O」という。)による拠点的広域処理を打ち出した。

その後、国ではJ E S C Oによる全国5か所での拠点的広域処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年に北九州事業、平成17年に豊田事業と東京事業、平成18年に大阪事業、平成20年に北海道事業と、順次処理が開始された。

本県においても特別措置法第7条に基づき、平成18年12月に「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、P C B廃棄物の計画的な処理を進めることとなった。

現在、本県のP C B廃棄物のうち高濃度のP C Bを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「大型変圧器等」という。）、高濃度のP C Bを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「大型コンデンサー等」という。）並びに廃P C B及びP C Bを含む廃油（以下「廃P C B等」という。）は北海道事業にて処理されている。

また平成25年9月からは、安定器及び汚染物等（高濃度のP C Bを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度P C B廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等（「大型変圧器・コンデンサー等」の総称をいう。以下同じ。）及び安定器を除いたものをいう。以下同じ。）についても北海道事業での処理が開始されている。

一方、特別措置法施行後の平成14年、P C Bを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから、微量のP C Bが検出されるものがあることが判明したことを受け、国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に低濃度P C B廃棄物（高濃度P C B廃棄物以外のP C B廃棄物をいう。以下同じ。）を追加し、当該制度等を活用した民間施設による低濃度P C B廃棄物の処理体制を確保する取り組みが始まり、平成22年からは処理が開始されている。

（2）北海道事業によるP C B廃棄物の受入れ

平成15年11月、環境省から、北海道及び室蘭市に対し、本県を含む東北、北関東、北陸及び甲信越の15県（以下「15県」という。）のP C B廃棄物の処理施設設置の目処が立たない状況から、北海道に15県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請が行われた。本県としても、県内にP C B廃棄物の処理施設を設置する見通しがたたず、平成16年1月に、北海道に対して、本県のP C B廃棄物について北海道室蘭市において整備される処理施設での受入を要望した。

これに対し、北海道及び室蘭市は、室蘭市内において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、北海道内のP C B廃棄物の処理を行うに当たり、様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理計画に基づく安全対策の推進により、安全性は確保されるとの考えを基本とし、更に、処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、事業が拡大した場合でも安全性は確保されるとの判断から、平成16年3月に安全性を確保するための受入条件の承諾を前提として、国の要請や15県からの要望を受諾した。

これを受けて、環境省は平成16年5月にP C B廃棄物処理基本計画を変更し、北海道事業の対象を北海道及び15県とした。また、環境事業団のP C B廃棄物処理事業は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）の制定により、平成16年4月から、P C B廃棄物処理を行う唯一の機関として、国の全額出資により設立されたJ E S C Oに承継され、北海道事業の実施については、6月30日、J E S C Oの「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で、環境大臣の認可がされた。そして、平成16年7月には、北海道及び15県、室蘭市からなる「北海道P C B廃棄物処理事業に係る広域協議会」（以下「広域協議会」という。）が設置され、P C B廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、P C B廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとなった。

こうして平成20年5月、J E S C O北海道P C B処理事業所において、大型変圧器・コンデンサー等を処理する施設の操業が始まり、平成25年9月には、安定器及び汚染物等を処理する施設が操業を開始した。

その後、平成25年10月、環境省からP C B処理基本計画の見直しに際し、北海道及び室蘭市に対して、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）に保管されている安定器及び汚染物等の処理を行うことや事業の処理完了予定期を延長することなどについて、検討の要請があった。

これに対し、北海道及び室蘭市は要請内容について検証を行うとともに、住民説明会を開催するなどして検討を行い、安全操業などに係る受入条件の承諾を前提として、平成26年4月、国からの要請を受諾し、平成26年6月にはP C B処理基本計画の変更によりJ E S C Oに処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられるとともに、平成28年4月から1都3県の安定器及び汚染物等の処理が開始された。

（3）P C B廃棄物の確実な処理に向けての取り組み

P C B廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（以下「施行令」という。）で定める期間（特別措置法の施行の日から平成28年7月14日まで）に適正に処分することが義務づけられたが、J E S C Oにおけ

る処理が想定よりも遅れていることや特別措置法の施行後に微量のP C Bに汚染された廃棄物の存在が明らかになったことから、国では平成24年12月に施行令を改正し、その期間を平成39年3月31日までに延長した。あわせて平成26年6月には、P C B処理基本計画を変更し、保管事業者がJ E S C Oに対し処分委託を行う期限として「計画的処理完了期限」を設けた。

また平成27年2月には、国（環境省、経済産業省）、都道府県市、電気保安関係事業者、製造者、J E S C Oで構成される「P C B廃棄物早期処理関係者連絡会」が立ち上げられ、関係者間の連携体制を強化してP C B廃棄物の所有者等への処理を周知していく取り組みが始まり、本県も地域版の「北海道地域P C B廃棄物早期処理関係者連絡会」へ参加し、情報交換を行っている。

しかしながら、これまでの取り組みの進捗状況から、計画的処理完了期限までの処理完了は決して容易ではないことから、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（特別措置法第10条第1項の規定に基づき高濃度P C B廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度P C B廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間をいう。以下同じ。）を設定し、この処分期間内に高濃度P C B廃棄物及び高濃度P C B使用製品（P C B使用製品とは、P C B原液、P C Bを含む油又はP C Bが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品をいう。以下同じ。）を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄（P C B使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付け、都道府県知事による報告徴収及び立入検査の権限強化、高濃度P C B廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだ、特別措置法の一部を改正する法律（平成28年第34号）が制定された（平成28年5月2日公布、平成28年8月1日施行）。

また、特別措置法の改正と併せて、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電気関係報告規則）等が改正され、電気工作物に該当する高濃度P C B使用製品について、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされた。

国においては、これまでの取り組みにより、特別措置法制定以後、P C B廃棄物の処理は大きく処理が進んだものの、P C B処理完了に向けては、まだ道半ばであり、今後、一日も早い処理完了に向けて、保管事業者、P C B使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）、製造者、国、地方公共団体、J E S C O等の関係者が一丸となってこの問題を解決するという確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たさねばならない、としており、このような認識の下、平成28年7月26日にP C B廃棄物処理基本計画を変更した。

こうした状況の下、本県としても、本計画（平成18年12月策定、平成27年3月変更）を、P C B廃棄物処理基本計画変更などに則して見直しを行うものである。

第3節 基本的事項

本計画は、国のP C B廃棄物処理基本計画（平成15年4月策定、平成28年7月最終変更）」、北海道の「北海道P C B廃棄物処理計画（平成15年8月策定、平成29年3月最終変更）」及び室蘭市の「P C B廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方（平成14年12月策定）」を踏まえ、本計画を策定する。

（1）計画期間

計画策定から、平成39年3月31日までとする。

（2）対象区域

山梨県全域とする。

（3）対象物

特別措置法第2条第1項に定めるP C B廃棄物及び同条第3項に定めるP C B使用製品のうち、県内で保管及び所有されているもの。

（4）P C B廃棄物の処分

P C B廃棄物の保管事業者は表－1に掲げる処分期限までに自ら処分、又は処分を他人に委託しなければならない。

なお、P C B廃棄物の処分先及び処分期限は、特別措置法及び国のP C B廃棄物処理基本計画に基づく。

表－1 処分先及び処分期限

【高濃度P C B廃棄物^{注1}】

種類	処分先	処分期限
大型変圧器・コンデンサー等 ^{注2}	北海道P C B処理事業所	<u>平成34年3月31日</u> (特例処分期限日 [*] : 平成35年3月31日)
重量が12.5tを越えるような超大型変圧器	東京P C B処理事業所	<u>平成34年3月31日</u> (特例処分期限日 [*] : 平成35年3月31日)
特殊コンデンサー ^{注3} の一部	大阪P C B処理事業所	<u>平成33年3月31日</u> (特例処分期限日 [*] : 平成34年3月31日)
安定器及び汚染物等 ^{注4}	北海道P C B処理事業所	<u>平成35年3月31日</u> (特例処分期限日 [*] : 平成36年3月31日)

種類	処分先	処分期限
低濃度P C B廃棄物 ^{注5}	産業廃棄物処理施設 無害化処理認定施設	<u>平成39年3月31日</u>

※ 特別措置法に定める処分期間内にJ E S C Oとの契約を締結し、都道府県知事に届出を行った場合のみ特例的に認められる期限のこと。

- 注1 PCB原液が廃棄物となったもの、PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの重量の割合が0.5%を超えるもの、PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分に含まれているPCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの。
- 注2 高濃度のPCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの、高濃度のPCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの並びに廃PCB及びPCBを含む廃油の総称のこと。
- 注3 内部素子が炭化するなどしたコンデンサー
- 注4 高濃度のPCBを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたもの。
- 注5 高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物

(5) PCB使用製品の廃棄

高濃度PCB使用製品の所有事業者は、処分期限までに高濃度PCB使用製品廃棄をしなければならない。

低濃度PCB使用製品の所有事業者は、処分期限を見据え、低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去に努めるものとする。

(6) 計画の変更

今後のPCB廃棄物処理の進捗状況やPCB廃棄物処理基本計画の変更など、PCB廃棄物を巡る情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第1節 PCB廃棄物の保管量

特別措置法第8条の規定に基づき、保管事業者により届出されたPCB廃棄物の種類別の保管量は、次のとおりである。

表－2 PCB廃棄物保管状況（平成28年3月31日現在）

【高濃度】

	事業場数	保管量			
		数量 台／個	重量 kg	容積 L	その他
高压変圧器	4	14			
低压変圧器	1	1			
柱上変圧器					
高压コンデンサー	197	323			
低压コンデンサー	6	880			
安定器	60	19,795	426		
PCB					
PCBを含む油	5		210	170	2缶
感圧複写紙					
ウエス	2	2			
その他の機器等	5	341			
汚泥	1		1,160		
その他	7	6	529	200	

【低濃度】

	事業場数	保管量			
		数量 台／個	重量 kg	容積 L	その他
高压変圧器	82	195			
低压変圧器	6	9			
柱上変圧器	4	1,999			
高压コンデンサー	81	287			
低压コンデンサー	11	165			
安定器					
PCB					
PCBを含む油	18	59	292	13,967	
感圧複写紙					
ウエス	8	113	49,907	13,306	
その他の機器等	149	1,283	49		
汚泥	3		32,290	6,200	
その他	14	34	981	26,769	1袋、1式

第2節 PCB使用製品の所有量

PCB使用製品は、処分期限内の廃棄が義務付けられているものがあるため、廃棄物として発生量を見込む必要がある。所有事業者（保管事業者に該当する者に限る。※）により届出されたPCB使用製品の種類別の所有量は、次のとおりである。

表－3 PCB使用製品の状況（平成28年3月31日現在）

【高濃度】

	事業場数	所有量			
		数量 台／個	重量 kg	容積 L	その他
高压変圧器					
低压変圧器					
柱上変圧器					
高压コンデンサー	21	27			
低压コンデンサー	1	6			
安定器	4	219			
PCB					
PCBを含む油					
感圧複写紙					
ウエス					
その他の機器等					
汚泥					
その他					

【低濃度】

	事業場数	所有量			
		数量 台／個	重量 kg	容積 L	その他
高压変圧器	31	65			
低压変圧器	2	5			
柱上変圧器					
高压コンデンサー	8	10			
低压コンデンサー					
安定器					
PCB					
PCBを含む油					
感圧複写紙					
ウエス					
その他の機器等	45	344			
汚泥					
その他					

※ PCB使用製品の多くは電気工作物であり、電気事業法に基づくPCB使用工作物の報告が義務づけられていることから、電気事業法の所轄官庁である経済産業省の関東東北産業保安監督部を通じて、その使用状況について情報提供を受け、特別措置法に基づく届出内容と照合し、実態把握に努めている。

第3節 PCB廃棄物処分量の見込み

PCB使用製品は、処分期限内の廃棄が義務付けられているものがあることから、現在保管中のPCB廃棄物量に今後PCB廃棄物となるPCB使用製品の量を加えたものを処分量として見込むものとする。

本県におけるPCB廃棄物処分量の見込みは、表－4のとおりである。

表－4 PCB廃棄物処分量の見込み（平成28年3月31日現在）

【高濃度】

	事業場数	処分見込量			
		数量 台／個	重量 kg	容積 L	その他
高圧変圧器	4	14			
低圧変圧器	1	1			
柱上変圧器					
高圧コンデンサー	218	350			
低圧コンデンサー	7	886			
安定器	64	20,014	426		
PCB					
PCBを含む油	5		210	170	2缶
感圧複写紙					
ウエス	2	2			
その他の機器等	5	341			
汚泥	1		1,160		
その他	7	6	529	200	

【低濃度】

	事業場数	処分見込量			
		数量 台／個	重量 kg	容積 L	その他
高圧変圧器	113	260			
低圧変圧器	8	14			
柱上変圧器	4	1,999			
高圧コンデンサー	89	297			
低圧コンデンサー	11	165			
安定器					
PCB					
PCBを含む油	18	59	292	13,967	
感圧複写紙					
ウエス	8	113	49,907	13,306	
その他の機器等	194	1,627	49		
汚泥	3		32,290	6,200	
その他	14	34	981	26,769	1袋、1式

第3章 PCB廃棄物の処理体制の確保

第1節 処理体制の現状

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制の現状

国は、JESCOを活用した拠点的な広域処理施設の整備を進め、現在、全国5カ所にある処理事業所において高濃度PCB廃棄物が処理されている。

また、国では、日本全体の高濃度PCB廃棄物を早期に処理するため、これまでに整備されたJESCOの拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいる。

具体的には、表-5に掲げるとおり、大型変圧器・コンデンサー等のうち、各PCB処理事業所の施設において処理を行うことが困難な一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各拠点的広域処理施設の処理能力を相互に活用して処理の促進を図り、安定器及び汚染物等については、北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所の2カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器及び汚染物等（大阪PCB処理事業所、豊田処理事業所において処理可能なものを除く。）の処理が行われている。

また、この体制においては、各事業の進捗状況や施設の能力などにより、表-5に掲げるとおりJESCOに処分委託を行う期限として、「計画的処理完了期限」、また、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に「事業終了準備期間」が設けられている。

(2) 低濃度PCB廃棄物の処理体制の現状

国は、低濃度PCB廃棄物については、民間事業者による廃棄物処理法に基づく環境大臣の無害化処理認定制度又は都道府県市の特別管理産業廃棄物処分業者の許可制度を活用した処理施設立地の取り組みが進んできているところであり、こうした民間業者による処理体制の充実を図ることとしている。

平成28年11月1日時点で、無害化処理認定事業者が31事業者、特別管理産業廃棄物処分業者が4事業者となっている。（環境省ホームページに掲載）

なお、国では、平成26年度から低濃度PCB廃棄物の処理が合理的に進むよう、使用中のPCB使用製品に対する課電自然循環洗浄法※等の適用を可能とする手順書を策定するなど、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策についても検討を進めている。

※ 使用中の低濃度のPCB（5mg/kg以下）を含む大型変圧器の絶縁油を抜油し、新油を充填後に課電することで、機器内部のPCBを処理する技術のこと。洗浄後も電気機器の使用を継続することができます。

表－5 拠点的広域処理施設の整備状況

事業名 (実地場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている 処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン／日（P C B 分解量）	平成31年3月31日	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域（大阪P C B 処理事業所及び豊田P C B 処理事業所における処理対象物を除く。）		10.4トン／日（安定器・汚染物量）	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日まで
大阪 (大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン／日（P C B 分解量）	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域（小型電気機器の一部に限る。）			平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のボリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン／日（P C B 分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域（小型電気機器の一部に限る。）			平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
東京都 (東京都江東区青海3丁目地先)	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0トン／日（P C B 分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州P C B 処理事業所及び大阪P C B 処理事業所から発生する廃粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市仲町)	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		1.8トン／日（P C B 分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域（東京P C B 処理事業所における処理対象物を除く。）		12.2トン／日（安定器及び汚染物等量）	平成36年3月31日	平成36年4月1日から平成38年3月31日まで

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

（3）P C B 廃棄物の収集運搬

国はP C B 廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬を確保できるよう、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化した「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を平成16年3月に定め、平成23年8月に改定した。

また、低濃度P C B 廃棄物についても、平成21年11月に微量にP C B が含まれる電気機器等に関する収集運搬のガイドラインが策定されたが、その後、平成25年6月には「低濃度P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」と改定され、活用されている。

これらガイドラインは、P C B 廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるP C B 廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようになるとともに、事故等の緊急時における対応方策についても明らかにした。

第2節 処理体制確保の方策

（1）適正な保管の方策

P C B 廃棄物は、特別措置法の規定により届出が義務化されているものの、長期にわたって保管が続けられてきたことや様々な製品に使われてきたことなどから、未だ届出がされていない未把握のP C B 廃棄物が存在する。これらの実態を明らかにするため、後述する「掘り起こし調査」を実施するとともに、今後とも、保管状況が悪く、環境中への漏出の可能性がある場合には、改善命令などの措置を講ずることが必要である。

このため、本県では適正な保管が行われるよう立入調査の強化等により、保管しているP C B 廃棄物の適正管理の徹底が図られるよう保管事業者等に指導するとともに、P C B 含有量が不明なP C B 廃棄物等については、濃度の把握等に努めていく。

また、国やJ E S C Oと連携し、P C B 廃棄物の保管に関する情報を整備し、インターネットなどで広く提供することとする。

（2）適正な収集運搬の方策

本県の高濃度P C B 廃棄物は、北海道事業、東京事業、大阪事業で処理されることから、安全に収集運搬を行うためには、北海道及び北海道近県が積雪寒冷地であること、また、運搬距離が長いという実情を勘案することが必要である。

こうしたことから、処理施設への収集運搬に当たっては、国が策定した「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」等を基本とし、北海道におけるP C B 廃棄物の収集運搬の実務的な手引き書として策定する「北海道P C B 廃棄物収集

「運搬実務要領」等を踏まえ、運搬手段、運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針及び緊急時の連絡体制等について北海道及び関係県と協議・調整を行い、必要な情報の共有を図るとともに、連携して収集運搬の状況の監視・指導や緊急時の対応を行う。また、運搬経路、運搬途中の位置情報など、P C B廃棄物の収集運搬に関する情報を収集・整理し、J E S C Oが設置する「P C B処理情報センター」等を通じて広く提供することにより、適正な収集・運搬を確保する。

無害化処理認定施設等への低濃度P C B廃棄物の搬入にあたっては、国が策定した「低濃度P C B廃棄物収集運搬ガイドライン」に基づき、関係者に対して適正な収集運搬を行うよう指導をすることとする。

(3) 効率的な処理のための方策

北海道P C B処理事業の事業対象地域は1都1道18県と広範囲であること、また、北海道P C B処理事業所で処理ができない大型変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部については、それぞれ東京P C B処理事業所及び大阪P C B処理事業所において処理がされていることから、処理体制に対応したP C B廃棄物の効率的な収集運搬及び処理が必要である。

このため、確実に処分期限内に処理するためには、次のとおり、保管事業者、所有事業者及び収集運搬業者など関係者の十分な理解の下に計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

- ・ 処分期限を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、広域協議会での協議調整を経て、処理実施計画を策定して計画的に処理を行う。
- ・ 処理実施計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、処理予定の保管事業者や所有事業者を対象に処理の必要性をはじめ、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなどして、事前の周知及び指導を行う。
- ・ 処理実施計画に基づく処理が基本となるが、保管状況等により早期の処理が必要な場合や大型のP C B廃棄物の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、処理実施計画外でも収集運搬、処理できることとする。

第3節 関係機関の責務と役割

P C B廃棄物の処理については、本県、市町村、J E S C O、保管事業者・所有事業者、収集運搬業者など多くの関係者が、次のような責務と役割を認識し、連携・協力して効率的かつ計画的に推進していくなければならない。

【山梨県の責務と役割】

- ・ P C B廃棄物処理計画の策定
- ・ 特別措置法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と保管事業者等への指導

- ・ 国の「P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」、北海道が策定する「北海道 P C B 廃棄物収集運搬実務要領」、J E S C O の「北海道 P C B 廃棄物処理施設に係る受入計画」等を踏まえた指導監督
- ・ 北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会における協議・調整
- ・ 安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整及び指導監督並びに安全対策の周知徹底
- ・ 北海道 P C B 処理事業に係る住民等への情報の提供
- ・ P C B 廃棄物処理基金の造成及び P C B 処理に関する普及啓発
- ・ 未届出 P C B 廃棄物及び P C B 使用製品の把握の調査と処分期限内処理等の指導
- ・ 「北海道地域 P C B 廃棄物早期処理関係者連絡会」（国、道、県、室蘭市、電気保安関係者、J E S C O 等で構成）を活用した関係者との連携
- ・ 本県が自ら保管・所有する P C B 廃棄物等の率先処理等

【市町村の責務と役割】

- ・ 住民及び保管事業者への P C B 関係情報の提供
- ・ 市町村が自ら保管・所有する P C B 廃棄物等の率先処理等

【J E S C O の責務と役割】

- ・ 安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業の実施
- ・ P C B 処理情報センターの運営・管理など積極的な情報公開
- ・ 北海道、室蘭市との環境保全協定の遵守
- ・ 北海道事業に係るモニタリングの実施とその情報提供
- ・ 安全性に関する住民に対する説明
- ・ 北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会の運営への協力

【保管事業者・所有事業者の責務と役割】

- ・ P C B 廃棄物の適正な保管及び処分期限内での処理の実施
- ・ 特別措置法及び電気事業法に基づく、高濃度 P C B 使用製品の廃棄の実施
- ・ 特別措置法に基づく保管及び処分等に関する届出
- ・ 電気事業法に基づく、対象電気工作物の廃止見込み等の管理状況の届出
- ・ 計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

【収集運搬業者の責務と役割】

- ・ 廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物の処理基準の遵守
- ・ 国の「P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」及び「低濃度 P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」並びに北海道の「北海道 P C B 廃棄物収集運搬実務要領」等に基づく安全かつ確実な収集運搬の実施
- ・ 計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するための必要な監視、指導、その他の措置

第1節 適正処理の計画的推進方策

(1) 未届出PCB廃棄物及びPCB使用製品の把握

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、未届出PCB廃棄物及びPCB使用製品の把握が必要であることから、次に掲げる取り組みを行う。

- ・ 保管事業者及び所有事業者に対しては、毎年、届出期限前に届出様式を送付することで、確実な届出の徹底を図る。また、PCB廃棄物の保管場所の変更、保管事業者の承継に係る変更やPCB使用製品の廃止等があった場合、届出を指導し、実態把握に努める。
- ・ 県内における未届出のPCB廃棄物及びPCB使用製品について網羅的に把握する調査（以下「掘り起こし調査」という。）を国から示される調査マニュアル等を参考に、電気保安事業者等の関係者と協力して実施する。
また、調査に当たっては、特別措置法の改正により強化された報告徴収や立入検査の権限を活用する。
- ・ 掘り起こし調査によって明らかとなったPCB廃棄物及びPCB使用製品について、保管事業者及び所有事業者に対し、届出を行うよう指導する。

(2) 処分期限内での確実かつ適正な処理

PCB廃棄物の処分期限内の処理が確実に達成されるよう、所有事業者に対しPCB使用製品の計画的な廃棄を強力に促し、保管事業者には、PCB廃棄物をJESCO及び無害化処理認定業者等への処分委託を速やかに行うよう指導する。

さらに、処分期限の到来にあわせて、未処理の保管事業者及び所有事業者に対し、処分の見込みを確認するとともに、督促を行う。

また、PCB廃棄物の処分期限内の処理が遵守されなかった場合には、その保管事業者に対して処分等の措置を講ずるよう改善命令を直ちに発出し、処理を確実に進める。

改善命令を受けた高濃度PCB廃棄物の保管事業者が当該命令に係る期限までに命令を履行しない場合や処分期限内に処理する法的な義務を有する保管事業者が不明確な場合等、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障が生じる恐れが認められるときには、必要に応じて特別措置法に基づき行政代執行を行う。

(3) 適正処理推進のための監視、指導等

P C B 廃棄物を安全かつ確実に処理するためには、保管、収集運搬及び処分の各段階での安全性の確保が必要であることから、次のとおり必要な措置を講ずる。

- ・ P C B 廃棄物の保管事業者に対し、適宜、立入検査を実施し、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守するよう周知、指導を行うほか、P C B の環境中への漏洩が懸念されるような事業場においては、保管状況の改善を求めるとともに、廃棄物処理法に基づく改善命令等を発出するなど、厳正に対処する。
- ・ P C B 廃棄物の収集運搬業者に対し、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の処理基準、「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」及び北海道が定める「北海道P C B 廃棄物収集運搬実務要領」を遵守し、P C B 廃棄物の適正な収集運搬が図られるよう監視、指導を行う。
- ・ J E S C O 北海道事業が実施するP C B 廃棄物の処理に対し、関係都道県が参画している広域協議会が実施する環境モニタリング調査等の活動を通して、安全性の確保に努める。

(4) 計画的な搬出に向けた調整等

J E S C O 北海道事業において処理を行う本県の高濃度P C B 廃棄物は、処分期限を見据え、広域協議会での協議調整を経て「山梨県P C B 廃棄物処理実施計画」を策定し、計画的かつ効率的な処理を行う。

実施計画の策定に当たっては保管事業者の状況等に考慮し、重点処理期間、搬出のルートや方法、緊急連絡体制を定め、安全性の確保に努める。

一方、北海道P C B 処理事業所で処理できない大型変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部については、東京P C B 処理事業所及び大阪P C B 処理事業所において処理をするが、それぞれの事業所に關係する自治体及びJ E S C O と必要な協議調整を行い、本県のP C B 廃棄物の計画的かつ効率的な収集運搬及び処理を進める。

(5) 地方自治体が保管・所有するP C B 廃棄物等の率先処理等

県は、自ら管理する施設及び県内の市町村が管理する施設について、高濃度P C B 廃棄物及び高濃度P C B 使用製品の保管、所有実態を調査し、その結果を公表するとともに、処分期限内に1日でも早く確実に処分委託及び廃棄を完了させるための対策を実施し、当該実施状況を毎年度公表することとする。

また県は、低濃度P C B 廃棄物等についても高濃度P C B 廃棄物等と同様に、処分期限内に1日でも早く確実に処分委託及び廃棄を完了させるための対策を実施する。

第2節 県民・事業者の理解

(1) P C B廃棄物処理に関する県民、事業者等への普及啓発

P C B廃棄物処理事業への県民の理解を得るために、P C B廃棄物の性状や処理に係る安全性の確保に関する情報等をホームページや広報誌等を通して啓発していく。

保管、所有事業者及び収集運搬業者に対しては、処分期限内の処理と安全で効率的な収集運搬処理が行われるよう、処理の必要性、P C B使用製品の計画的な廃棄や収集運搬の方法などについて、説明会の開催などを通して情報提供を行う。

(2) P C B廃棄物処理に係る情報提供

P C B廃棄物の処理に当たり、県民の安心感を確保するためには、迅速で透明性の高い情報公開が必要となる。

このため、保管事業者、所有事業者から届出された保管等に関する情報については、県民が自由に閲覧できるようにするとともに、処理の進捗状況についても、県のホームページを活用し、積極的に情報提供をしていく。

また、J E S C O北海道P C B処理事業所の処理施設の運転状況、運搬車両の運行状況及び環境モニタリングなどの情報について、「P C B処理情報センター」を通じ、インターネットなどにより迅速に情報提供していく。

第3節 関係機関との連携

県は、J E S C O北海道事業における「広域協議会」や「北海道地域P C B廃棄物早期処理関係者連絡会」を活用し、早期処理の促進に向けた関係者との連携強化、情報共有、普及啓発等を行う。また、必要に応じて、他の地域についても連携の強化や情報の共有等に努めていく。

第4節 P C B廃棄物の処理推進に向けた協力

(1) P C B廃棄物処理基金造成の協力

産業廃棄物は、廃棄物処理法において排出事業者が自らの責任で適正に処理することとされており、P C B廃棄物についても、保管事業者が自らの責任で処理しなければならないとされている。

しかし、P C B廃棄物の処理は、中小企業者にとって、経済的に大きな負担となることから、国及び都道府県は、「P C B廃棄物処理基金」を造成し、一定範囲の中小企業者、法人、個人が保管している高濃度P C B廃棄物の処理費用の負担軽減を図ってきた。

本県としても、県内のP C B廃棄物の早期処理を促進するため、基金造成に引き続き協力する。

（2）P C B 廃棄物処理施設設置自治体への協力

処理施設が設置されている地元自治体がP C B 廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、地元地域の重要な貢献を認識し、P C B 廃棄物の円滑な処理など、可能な限り協力をを行う。

第5節 不法投棄未然防止対策

P C B 廃棄物が適正に処理されるよう保管、所有事業者への周知徹底を図るとともに、廃棄物処理業者、建設業者、解体業者等へも周知啓発に努める。

また、不法投棄の未然防止のため、事業所への定期的な立入検査を行うなど、監視活動に努めるものとする。

不法投棄等不適正処理事案が発生した場合には、廃棄物処理法、特別措置法等に基づき厳正に対処するものとする。

